別表第一備考第一号、第二号及び第三号の表中「車速」を「速度」に改め、同備考第十七号の表を次のように改める。

条件	時間（時間）
摂氏二十三度以上摂氏三十一度以下の状態	一
摂氏二十度から摂氏三十五度まで一旦上昇させた後、摂氏三十五度から摂氏二十度まで降下させている状態	二十四
摂氏二十度から摂氏三十五度まで一旦上昇させた後、摂氏三十五度から摂氏二十度まで降下させている状態	二十四

別表第二

				（略）
ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上のものに限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）
一キロメートル走行当たり〇・〇〇四五グラム	（略）	冷機状態でのＷＭＴＣ（パート1）による測定、暖機状態でのＷＭＴＣ（パート2）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（パート3）による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣ（パート1）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（パート2）による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（パート3）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値との和の平均値	（略）	（略）

別表第二

				（略）
一酸化炭素	（略）			（略）
ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）及び軽自動車（二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車	（略）	（略）	（略）	（略）
〇・五パーセント	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二

				（新規）
一酸化炭素	（略）			（略）
ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）及び軽自動車（二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車	（略）	（略）	（略）	（略）
三・〇パーセント	（略）	（略）	（略）	（新規）